

2016年度入試問題C日程二次【刑法】出題趣旨・解説・講評

<出題趣旨及び解説>

(1)いわゆる居直り強盗(強盗罪)と(2)事後強盗罪の成否を中心に、それらの区別について検討させる趣旨で出題した。

(1) 居直り強盗=強盗罪(236条)

居直り強盗とは、窃盗の犯意をもって窃盗の実行行為をしているときに、犯行が発覚したため、強盗の犯意が生じて暴行・脅迫を用い、さらに引き続いて財物を強取した場合である。

居直って暴行・脅迫を開始したときが強盗罪としての実行の着手時期である。

先立つ窃盗の既遂又は未遂があり、それに接続して強盗罪が存在するが、前後の行為を包括して単一の強盗罪と解すべきものとされている。

(2) 事後強盗罪(238条)

事後強盗罪の主体は、窃盗犯人すなわち、窃盗の実行に着手した者である(身分犯)。

事後強盗の行為は、①財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、②逮捕を免れ、又は③罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫を加えることである(目的犯)。

したがって、本罪の行為は、上記①～③のいずれかの目的をもって行われることを要する。

また、本罪の暴行又脅迫は、強盗罪同様、相手方の反抗を抑圧するに足りるものであることを要する。

暴行又は脅迫は、窃盗行為と接着する機会に行われなければならないとするのが通説であり、判例も、「窃盗の現場」又は少なくとも「窃盗の機会の継続中」になされることを要するとしている。

窃盗既遂又は未遂の点は、本罪に吸収され、別罪を構成しない。

●両罪の区別

居直り強盗の場合は、窃盗犯人が「さらに財物を強取するため」暴行・脅迫を加えるのに対し、事後強盗の場合は、「すでに取得した財物を取り返されるのを防ぐため」、「逮捕を免れるため」又は

「罪跡を隠滅するため」暴行・脅迫を加えるのであって、このような特別の目的がなければ事後強盗とはいえず、ここに居直り強盗との差異がある。

●事例の検討

(1) 甲は、窃盗の既遂に引き続き、居直って、さらに現金を強取するためナイフを突き付けるという暴行・脅迫を加えている。ナイフを突き付けての暴行・脅迫は、Aの反抗を抑圧する程度のものである。

したがって、甲は強盗罪（236条）及び住居侵入罪（130条前段）の刑責を負い、両罪は牽連犯となる。

(2) 窃盗犯人である乙が、逮捕を免れる目的をもって、目的達成の障害となるBに暴行を加えている。この暴行は、体当たりをした後に執拗に蹴りつけるというBの反抗を抑圧する程度のものであり、逃走する際というまさに窃盗行為と接着する機会に行われたものである。

したがって、乙は、事後強盗罪（238条）及び住居侵入罪（130条前段）の刑責を負い、両罪は牽連犯となる。

<講評>

居直り強盗と事後強盗の区別を意識しないで論じている答案が多数であった。